

表1 大気汚染に係る関係法令等

関係法令	主な内容（大気関係のみ）	参照頁
環境基本法（平成5年法律第91号）	・環境基準の設定	38頁
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	・ばい煙、揮発性有機化合物や粉じんに係る規制	1～37頁
広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）	・ばい煙や粉じんに係る規制（大気汚染防止法以外のもの）	
ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）	・ダイオキシン類に係る規制	7～9, 33～34頁
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）	・公害防止業務を管理する者等の選任に係るものの規定	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	・廃棄物焼却炉に係る規制	
水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）	・水銀等に係る規制	
水銀に関する水俣条約（平成29年条約第18号）	・水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すもの	この冊子では詳細を述べていません

表2 大気汚染防止法・広島県生活環境の保全等に関する条例の概要

規制物質	大気汚染防止法		
	定義	基準等	測定義務
ばい煙	1 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	(1)K値規制 (2)特別排出基準(K値) (3)季節燃料規制	$q \geq 10$ 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率
	2 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	(1)濃度規制 (2)特別排出基準(該当なし) (3)上乘せ基準(未制定)	$Q \geq 4$ 万 1回/2月以上 $Q < 4$ 万 2回/1年以上 (注3)(注4)
	3 有害物質(物の燃焼, 合成, 分解その他の処理(機械的処理を除く。))に伴い発生する物質のうち, 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの ①カドミウム及びその化合物 ②塩素及び塩化水素 ③弗素, 弗化水素及び弗化珪素 ④鉛及びその化合物 ⑤窒素酸化物	(1)濃度規制 (2)上乘せ基準(未制定)	$Q \geq 4$ 万 1回/2月以上 $Q < 4$ 万 2回/1年以上 (注3)(注5)
	4 特定有害物質(燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの)(未制定)	(1)K値規制 (2)特別排出基準(K値)	
	5 指定ばい煙(政令で定めるばい煙) ①硫黄酸化物 ②窒素酸化物	①総量規制・燃料規制 ②総量規制(本県該当なし)	$SO_x$ $q \geq 10$ 常時 $NO_x$ $Q \geq 4$ 万 常時
	(事故時の措置) ばい煙発生施設について, 故障, 破損その他の事故が発生し, ばい煙が大気中に多量に排出されたときは, ①事故の応急処置を講じる。 ②事故をすみやかに復旧するように努める。		

規制物質	大気汚染防止法		
	定義	基準等	測定義務
特定物質	物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害をずるおそれがあるもの ①アンモニア②弗化水素③シアン化水素④一酸化炭素⑤ホルムアルデヒド⑥メタノール⑦硫化水素⑧燐化水素⑨塩化水素⑩二酸化窒素⑪アクロレイン⑫二酸化硫黄⑬塩素⑭二硫化炭素⑮ベンゼン⑯ピリジン⑰フェノール⑱硫酸(含 三酸化硫黄)⑲弗化珪素⑳ホスゲン㉑二酸化セレン㉒クロルスルホン酸㉓黄燐㉔三塩化燐㉕臭素㉖ニッケルカルボニル㉗五塩化燐㉘メルカプタン	(事故時の措置) 特定施設(特定物質を発生する施設)について、故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、 ①事故の応急処置を講じる。 ②事故をすみやかに復旧するように努める。	
揮発性有機化合物	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(除外物質を除く。)  除外物質(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質) 〔メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、 HCFC-225ca、HCFC-225cb及びHFC-43-10mee〕	(1)濃度規制	1回/1年以上
一般粉じん	物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質(以下「粉じん」という。)で特定粉じん以外のもの	構造・使用・管理基準	
特定粉じん	粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 ①石綿	敷地境界線における濃度規制  特定粉じん排出等作業における作業基準	従業員21人以上 1回/6月以上 従業員20人以下 当分の間猶予
水銀等	水銀及びその化合物	濃度規制	Q $\geq$ 4万 1回/4月以上 Q<4万 1回/6月以上 (注6)(注7)(注8)
指定物質	有害大気汚染物質*のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの ①ベンゼン ②トリクロロエチレン ③テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準	
自動車排出ガス	自動車の運行に伴い発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質 ①一酸化炭素②炭化水素③鉛化合物 ④窒素酸化物⑤粒子状物質		

規制物質	広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）		
	定義	基準等	測定義務
ばい煙	1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	K値規制	$q \geq 10$ 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率
	2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	濃度規制	$Q \geq 4$ 万 1回/2月以上 $Q < 4$ 万 2回/1年以上 (注3)
	3. 大気関係有害物質（物の燃焼，合成，分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち，人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質） ①アンモニア②ふっ素及びその化合物 ③シアン及びその化合物④一酸化炭素 ⑤ホルムアルデヒド⑥硫化水素 ⑦塩化水素⑧二酸化窒素⑨二酸化硫黄 ⑩塩素⑪二硫化炭素⑫フェノール ⑬硫酸（含，三酸化硫黄）⑭黄りん ⑮鉛及びその化合物 ⑯アセトアルデヒド	濃度規制	$Q \geq 4$ 万 1回/2月以上 $4万 > Q \geq 0.5$ 万 2回/1年以上 (注3)
	4. 大気関係特定有害物質（燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの）（未制定）		
粉じん	物の破碎，選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し，又は飛散する物質	構造・使用・管理基準	

注1 測定結果は，ばい煙量等測定記録表等により記録し，その記録を3年間保存すること。

なお，計量法第107条の登録を受けた者から，当該測定に係るばい煙濃度の測定結果等について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には，当該証明書の記載をもって，ばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。（当該証明書は3年間保存）

2 Q：排出ガス量（0℃，1気圧）単位（Nm<sup>3</sup>/h）

q：硫黄酸化物排出量（0℃，1気圧）単位（Nm<sup>3</sup>/h）

3 排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/h未満のばい煙発生施設等で継続して休止する期間が6月以上のもの（暖房用ボイラー等の季節稼働施設）に係るばい煙濃度等の測定は年1回以上。

4 廃棄物焼却炉及びガス専焼ボイラー等については，次のとおり。

1 廃棄物焼却炉

①焼却能力4t/h以上のものは2月に1回以上

②焼却能力4t/h未満のものは年2回以上

2 ガス専焼ボイラー，ガスタービン，ガス機関及び燃料電池用改質器（ガス発生炉）

5年1回以上

5 燃料電池用改質器（ガス発生炉）については，5年1回以上。

6 測定対象は，全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）。定期測定及び再測定の頻度は次表のとおり。

施設	定期測定	再測定			
		排出基準の1.5倍を超える場合	左記以外		
下記以外の施設	排ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時 以上	4月に 1回以上	定期測定の結果を得た日から 30日以内に3回以上	定期測定の結果を得た日から 60日以内に3回以上	
	排ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時 未満	6月に 1回以上			
専ら銅，鉛又は亜鉛の硫化 銻を原料とする乾燥炉	年1回以上				
専ら廃鉛蓄電池又は廃は んだを原料とする溶解炉	年1回以上				
○再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は，定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除く全ての測定値の平均値（注7において「再測定等の平均値」という。）である。					

7 次の条件を満たせば，ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀濃度の測定を省略する）ことができる。この場合であっても，3年に1回以上の粒子状水銀の測定は必要。

① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限値未満

② 測定結果の年平均（※）が $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満

③ 測定結果の年平均（※）が $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満

※連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定等の平均値を用いて年平均値を算出する。

8 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉については、1回/1年以上。

\* 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばい煙（ばいじん以外のもの）及び特定粉じんを除く。）